

# 令和2年度愛媛県NPO法人 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

## 補助金等申請要領

### 申請受付期間

#### (1) 愛媛版NPO法人持続化給付金

令和2年9月10日（木）～令和3年1月15日（金）

#### (2) 新規事業実施等を対象とした補助金

#### (3) 新型コロナウイルス感染症対策への補助金

令和2年9月10日（木）～令和2年11月30日（月）

※ 受付は先着順です。予算の範囲を超える申請があった場合は申請受付期間内であつても受付を終了します。

※ 申請は、郵送のみです。（メール、持参による申請は不可）

※ 提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようにご注意ください。

※ 提出された書類は返却いたしませんので、コピー等を手元に保管してください。また、補助金等に関する帳簿及び証拠書類は事業が終了した翌年度から5年間保管しなければなりません。

※ 各補助金等の支給は、1事業者につき1回限りとします。

【問合せ・提出先】〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課

TEL：089-912-2305

**国の「持続化給付金」との重複受給はできません。**

本事業の補助金等を装った詐欺にご注意ください。

令和2年10月改定

## 1. 目的

県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受け、国の「持続化給付金」を受給できないNPO法人に対し、給付金を支給し、運営や事業継続を下支えするとともに、新型コロナウイルスの影響により生じた新たな課題やニーズに対応するため、感染予防を図りつつ、県民のための公益的事業の維持、促進に前向きに取り組むNPO法人に対し、予算の範囲内で新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金等（以下、「補助金等」という。）を交付する。

## 2. 補助金等の対象経費・給付額

※次の(1)～(3)から複数のメニューを申請することは可能ですので、実情に応じて申請してください。ただし、重複する経費の申請はできません。(2)及び(3)なお、各メニューで申請期間が異なりますので、ご注意ください。

### (1) 愛媛版NPO法人持続化給付金

①対象経費：法人運営や事業継続等に必要な経費として、事業全般に広くお使いいただけます。

②給付額：上限25万円/法人（補助率10/10）

※給付額は25万円と次により算定される給付所要額を比較して少ない額となります。

給付所要額の算定式： $S = A \times 12 / 6 - B \times 12 / 6$

S：給付所要額

A：平成31年2月から令和元年7月までの収入

B：令和2年2月から7月までの収入

※ 金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### (2) 新規事業実施等を対象とした補助金

①対象期間：令和2年4月1日から令和3年1月31日までに実施する事業が対象になります。

②対象経費：新たな課題やニーズに対応するための新規事業等の実施等に要する経費

（報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費（単価が50,000円以上の物品購入は除く。））

※ マスクの購入に係る経費は除きます。

③給付額：上限20万円/法人（補助率10/10）

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策への補助金

①対象期間：令和2年4月1日から令和3年1月31日までに実施する事業が対象になります。

②対象経費：イベントや研修等において感染拡大防止対策のために必要な衛生用品等の購入等に要する経費

（需用費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費（単価が50,000円以上の物品購入は除く。））

※ マスクの購入に係る経費は除きます。

③給付額：上限5万円/法人（補助率10/10）

### 3. 対象者

NPO法人

※2.(1)愛媛版NPO法人持続化給付金については、下記4.(2)のとおり、令和2年2月から7月までの収入（寄附金、助成金等を含む）合計額が平成31年2月から令和元年7月までの収入合計額と比較して、50%以上減少していて、国の持続化給付金を受給できない等のNPO法人が対象。

### 4. 対象要件

(1)次に掲げる全ての要件に該当すること。※誓約書を提出していただきます。

- ①主たる事務所の所在地が愛媛県内であること。
- ②特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第28条に規定する前事業年度までの事業報告書等のすべての書類を所轄庁に提出しているもしくは本補助金等の申請までに提出ができること。
- ③県税に未納がないこと。
- ④法第2条第2項第2号に規定する宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- ⑤過去1年以内に政治団体、宗教上の組織若しくは団体からの後援や共催等による事業を行っていないこと。
- ⑥法第12条第1項第3号イに規定する暴力団でないこと。
- ⑦法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項の「性風俗関連特殊営業」を行う事業者、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ⑨その他知事が不相当と判断する団体でないこと。

(2)愛媛版NPO法人持続化給付金にあつては、上記の要件に加え、次に掲げる全ての要件に該当すること。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から7月までの収入（寄附金、助成金等を含む）合計額が平成31年2月から令和元年7月までの収入合計額と比較して、50%以上減少していること。
- ②国の持続化給付金を受給できないこと。
- ③令和2年7月末時点において、継続して1年以上の活動実績があり、かつ法第28条に規定する事業報告書等を1回以上所轄庁に提出しており、今後も活動を継続する意思があること。

### 5. 申請方法

郵送のみ

※メールや持参による申請は不可

## 6. 申請手続

### (1) 提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課 宛

※封筒に「NPO法人新型コロナ補助金等申請書 在中」と記載してください。

### (2) 受付期間

#### ①愛媛版NPO法人持続化給付金

令和2年9月10日(木)から令和3年1月15日(金)まで

#### ②新規事業実施等を対象とした補助金

#### ③新型コロナウイルス感染症対策への補助金

(②と③を合わせて、以下、「補助金」という。)

令和2年9月10日(木)から令和2年11月30日(月)まで

※申請は予算に達し次第、〆切とさせていただきます。

※消印日付により受付順を判断します。

### (3) 申請書等

以下の書類を提出していただきます。

#### 愛媛版NPO法人持続化給付金

#### ① 愛媛版NPO法人持続化給付金交付申請書

#### ② 誓約書

#### ③ 交付申請額算定シート

#### ④ 法第28条に規定する前事業年度の事業報告書等のうち計算書類のうち活動計算書及び貸借対照表

※1 決算期によって、各NPO法人で提出書類の対象年度が異なりますので、詳細は別添の「早見表」で確認してください。

※2 前事業年度までの事業報告書等が未提出の場合は、申請までに提出していただく必要があります。

#### ⑤ 平成31年2月から令和元年7月までの月別収入額が分かる帳簿等の写し

#### ⑥ 令和2年2月から7月までの月別の収入の状況が分かる帳簿等の写し

※経理ソフト等から抽出したデータやエクセルデータ等を紙出力したものでかまいませんが、令和2年2月から7月までの収入であることが明記されている資料を提出してください。

#### ⑦ 口座振替申込書兼債権者登録票

#### ⑧ 振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し(通帳等の表紙と表紙の裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。)

#### ⑨ 会報誌やチラシ等会員向けに刊行している資料

#### ⑩ その他県が必要と認める書類

## 補助金

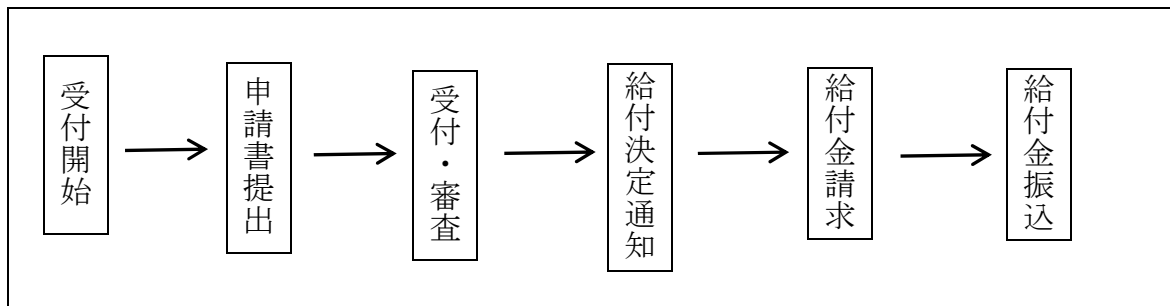
- ① 補助金交付申請書
- ② 誓約書
- ③ 事業計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ 事業収支計画書
- ⑥ 口座振替申込書兼債権者登録票
- ⑦ 振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し(通帳等の表紙と表紙の裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。)
- ⑧ 会報誌やチラシ等会員向けに刊行している資料
- ⑨ その他県が必要と認める書類

### (4) 審査

#### ① 持続化給付金

県による審査の結果、給付金を支給する旨決定したときは、後日、交付決定通知書を送付し、適正な請求書が提出された後、指定の口座へ振り込みます。  
※書類に不備があった場合、訂正・再提出を求めることがあります。

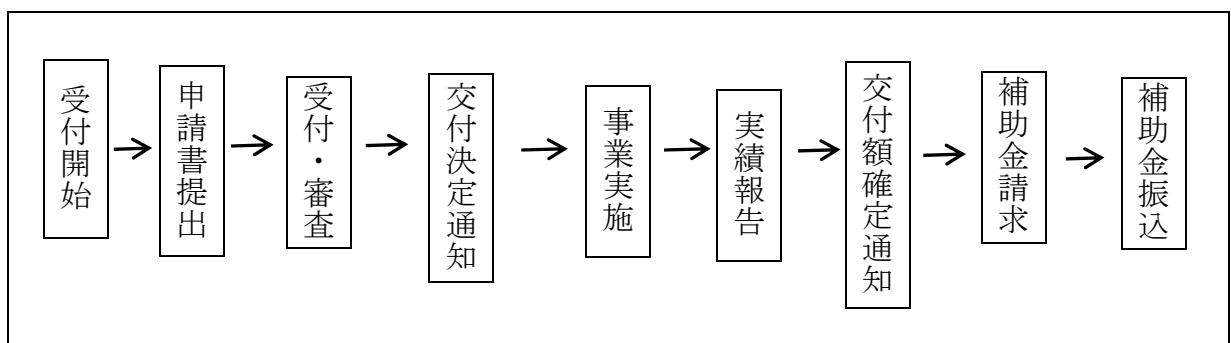
#### 【審査の流れ（愛媛版NPO法人持続化給付金）】



#### ② 補助金

県による審査の結果、補助金を交付する旨決定したときは、後日、交付決定通知書を送付します。  
※書類に不備があった場合、訂正・再提出を求めることがあります。

#### 【審査の流れ（補助金）】



## 7. 補助金の申請後の手続き

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、事前に変更手続きが必要になります。
- (2) 補助事業完了後は、速やかに補助事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、愛媛県男女参画・県民協働課あて提出してください。
- (3) 補助事業実施者からの補助金実績報告書の提出を受け、県から交付額確定通知を送付します。確定通知書受領後は速やかに補助金精算払請求書（様式第5号）を愛媛県男女参画・県民協働課へ提出してください。適正な請求書が提出された後、指定の口座へ振り込みます。

## 8. その他

- (1) 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、県の補助金等の支給決定を取り消し、補助金等を返還していただくとともに法人名、代表者氏名及び所在地等を公表します。また、不正が特に悪質な場合は刑事告発をする場合があります。
- (2) 各補助金等の支給は1回限りとなります。
- (3) 「えひめ版協力金」との重複申請はできません。
- (4) 提出された書類は返却いたしませんので、コピー等を手元に保管してください。また、補助金等に関する帳簿及び証拠書類は事業が終了した翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (5) 申請により得られた情報は、当補助金等支給業務以外に使用することはありません。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う認定NPO法人等が募集する新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金を充てた事業は本補助事業の対象外です。
- (7) 新規事業実施等を対象とした補助金の交付を受ける事業については、他の補助金その他これに類するものの交付を受けている場合は対象外です。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策への補助金の交付を受けて購入等をする衛生用品等に係る経費については、他の補助金その他これに類するものの交付を受けている場合は対象外です。
- (9) あったか愛媛NPO応援基金を活用した助成事業との相関性は次のとおりです。

	あったか愛媛NPO応援事業(基金事業)	
	協働事業助成 (50万円/1団体) 対象：事業費	団体支援助成 (25万円/1団体) 対象：運営費
①NPO法人持続化給付金 (25万円/1団体) 対象：全般	○	○
	ただし、基金事業の助成金を受給することで支給要件を満たさなくなる場合は×	
②新規事業等補助金 (20万円/1団体) 対象：事業費	別事業は○ 同一事業は×	○
③感染症対策補助金 (5万円/1団体) 対象：感染症対策事業費	協働事業助成で 購入したものは×	団体支援助成で 購入したものは×